

提案する諸条例等の制定要旨

承認第4号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の承認を
求めることについて

この専決処分の承認は、「地方税法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行する必要がある事項のみ所要の改正を行ったものです。

主な内容は、固定資産税について、DV被害者等の課税台帳で住所に代わる事項を記載して交付・閲覧させることができるようにすることに伴う措置、下水道除害施設の特例率の参酌基準が現行の4分の3から5分の4に変更されることに伴う措置、省エネ改修工事を行った既存住宅に係る税額の軽減措置の対象を拡充等することに伴う措置、負担水準が60%未満の宅地等の課税標準額を令和4年度に限り前年度の課税標準額の2.5%（現行：5%）を加算した額とすることに伴う措置です。

なお、附則でこの条例の施行日を令和4年4月1日と定めています。

承認第5号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決
処分の承認を求めることについて

この専決処分の承認は、令和4年3月14日付け厚生労働省保健局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡により、新型コロナウイルス感染症の影響による収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免措置に対する財政支援が令和3年度分までのところ令和4年度分も継続されることとなったため、その趣旨に鑑み、当市国民健康保険税についても減免適用期間を延長するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

承認第6号 南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定の専決処分の
承認を求めることについて

この専決処分の承認は、令和4年3月14日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡により、新型コロナウイルス感染症の影響による収入が減少したこと等による介護保険第1号保険料の減免措置に対する財政支援が令和3年度分までのところ令和4年度分も継続されることとなったため、その趣旨に鑑み、当市介護保険料についても減免適用期間を延長するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。